第4章　お家に帰るまでの流れ

退院に向けた準備は、入院中から少しずつ始まります。「やることが多くて何から手をつければ…」と感じるかもしれませんが、一度にすべてを進める必要はありません。病院のスタッフや地域の支援者と一緒に、一つずつ進めていきましょう。この章では、全体の流れと時期ごとのチェックリストを紹介します。

入院中から退院後までの全体の流れ



入院中

主治医・病棟看護師・MSW（医療ソーシャルワーカー）が中心となり、退院後の生活を見据えたケア手技の習得や情報収集を行います。

☐ 訪問診療・訪問看護ステーションの候補を検討する
（病院から紹介を受けられます）

☐ 身体障害者手帳・医療費助成など、
申請できる制度をMSWに確認する（第7章参照/P19）

退院前カンファレンス



ご家族・病院スタッフ・在宅で関わる医療・福祉の関係者が集まり、退院後の支援体制を確認します。

☐ 医療機器の搬入と操作確認
（レンタル事業者・業者の訪問日程を調整）

退院直後



訪問看護・訪問診療など在宅サービスの利用を開始し、自宅での医療的ケアに慣れていく時期です。

☐ 手当・医療費助成などの申請手続きを進める
（第7章参照/P19）

在宅生活スタート



ケアのペースが整い始めたら、保育・療育や福祉サービスの利用も検討していきます。

■退院前カンファレンスとは

退院前カンファレンスは、ご家族と病院スタッフ、在宅で関わる予定の訪問看護師・相談支援専門員・保健師等が一堂に会し、退院後の生活で必要な医療・ケア体制を共有する場です。主治医・病棟看護師・MSWのほか、必要に応じて医療的ケア児等コーディネーターも参加します。事前に「自宅での医療的ケアを主に誰が担うか」「いま気になっていること・不安な点」を整理しておくと、当日の話し合いがスムーズです。わからないことは遠慮なく質問して大丈夫です。

■退院前後に手続きする主な制度・サービス

サービスの名前	概要
身体障害者手帳	医療的ケアの内容によっては取得対象となります。取得すると、医療費助成や補装具の給付など各種制度の利用につながります。
小児慢性特定疾病医療費助成・子ども医療費助成等	対象疾病・状態に応じて医療費の負担を軽減する公費負担医療制度です。
訪問看護・訪問診療の利用開始	事業所と利用契約を結び、利用を開始します。乳幼児医療費助成制度を使うことができます。
居宅介護等の障害福祉サービス	障害児の通所・居宅サービスを利用するには、相談支援事業所等が作成する「障害児支援利用計画」が必要になります。相談支援専門員に早めに相談することをお勧めします。お住まいの地域にいる保健師やすこやか障害者相談支援事業所、障害福祉課担当ケースワーカーへご相談ください。

■中野区の退院支援の相談先

退院後の地域での相談先は、お住まいの地域を担当するすこやか福祉センターと、医療的ケア児等専門相談窓口が入り口になります。すこやか福祉センターは、退院前から病院や関係機関と連携し、必要に応じて支援会議への参加や相談対応を行います。退院後も家庭訪問や面接などを通じて、お子さんやご家族の不安や困りごとの相談に応じ、地域の制度やサービスをご案内します。入院中から、病院のMSWを通じて地域の窓口とつながっておくと、退院後の移行がスムーズです。